

火床面積が 0.5 m²以上又は焼却能力が 50kg/h 以上の焼却炉を設置するときには以下の手順に沿って手続きを行ってください。

なお、焼却炉でなくとも、ダイオキシン類を発生すると考えられる焼結炉等を設置する場合には環境保全創造課に御相談ください。

ダイオキシン類対策特別措置法に定める 特定施設の設置に係る届出のフロー図

事業者が新たな施設の設置を計画

相談は環境保全創造課まで

施設の構造等の事前相談（任意）

設置工事着手の 60 日前までに

環境共生センターに設置届出書を
3 部提出

書類を審査

審査完了後、環境共生センターから
事業者へ連絡

環境共生センター窓口にて
受理書の交付

事業者の
担当